

江戸川区国民健康保険事業の運営に関する協議会 殿

江戸川区長 齊藤 猛

江戸川区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則の規定による諮問について（諮問）

江戸川区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則（昭和 35 年 1 月 13 日規則第 1 号）第 2 条の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

第 1 号 江戸川区国民健康保険条例の一部改正について

（1）国民健康保険料の保険料率及び賦課割合に関する規定の改正

[諮問内容]

国民健康保険料の所得割料率及び被保険者均等割額並びに賦課割合の一部を次のとおり改正する。

- ① 被保険者に係る基礎賦課額の保険料率（第 15 条の 4）

所得割料率	9.40 / 100
均等割額	51,600 円
- ② 被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率（第 15 条の 12）

所得割料率	3.15 / 100
均等割額	17,400 円
賦課割合	
所得割	54 / 100
均等割	46 / 100
- ③ 介護納付金賦課額の保険料率（第 16 条の 4）

所得割料率	2.63 / 100
均等割額	18,000 円

[諮問理由]

国民健康保険事業費納付金（基礎分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分）等に見合う適正な保険料を確保するために、保険料率等を変更する必要があるため。

(2) 国民健康保険料賦課限度額に関する規定の改正（第15条の16）

[諮問内容]

国民健康保険料の賦課限度額の一部を次のとおり改正する。

- ・後期高齢者支援金等賦課限度額

賦課限度額 24万円

[諮問理由]

国民健康保険法施行令の改正に伴い、改正後の内容に合わせて賦課限度額を変更する必要があるため。

(3) 国民健康保険料被保険者均等割額の軽減基準の改正（第19条の2）

[諮問内容]

被保険者均等割額の減額対象となる軽減基準の一部を次のとおり改正する。

- ・被保険者均等割額の軽減基準

① 5割減額の判定所得額

43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 29.5万円 × 被保険者数

② 2割減額の判定所得額

43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 54.5万円 × 被保険者数

[諮問理由]

国民健康保険法施行令の改正に伴い、改正後の内容に合わせて減額対象となる軽減基準を変更する必要があるため。

(4) 国民健康保険料被保険者均等割額の減額に関する規定の改正

① 被保険者均等割額の減額に関する規定の改正（第19条の2）

[諮問内容]

被保険者均等割額の減額対象となる減額する額を次のとおり改正する。

- ・被保険者均等割額から減額する額

ア 基礎賦課額

7割減額 36,120円

5割減額 25,800円

2割減額 10,320円

イ 後期高齢者支援金等賦課額

7割減額 12,180円

5割減額 8,700円

2割減額 3,480円

ウ 介護納付金賦課額

7割減額 12,600円

5割減額 9,000円

2割減額 3,600円

[諮問理由]

被保険者均等割額の改正に伴い、被保険者均等割額から減額する額を変更する必要があるため。

②未就学児の被保険者均等割額の減額の規定の改正（第19条の4）

[諮問内容]

6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)の被保険者均等割額から減額する額を次のとおり改正する。

・未就学児の被保険者均等割額から減額する額

ア 基礎賦課額

7割減額世帯	7,740円
5割減額世帯	12,900円
2割減額世帯	20,640円
上記以外の世帯	25,800円

イ 後期高齢者支援金等賦課額

7割減額世帯	2,610円
5割減額世帯	4,350円
2割減額世帯	6,960円
上記以外の世帯	8,700円

[諮問理由]

被保険者均等割額の改正に伴い、未就学児の被保険者均等割額から減額する額を変更する必要があるため。

(5) 法令の改正に伴う規定整備（第14条の3から第16条まで、第19条から第19条の2まで）

[諮問内容]

国民健康保険法の改正に伴い、退職被保険者等の経過措置等に係る規定を削除にするほか、規定を整備する。